

最高人民法院による 人民法院の登録商標権に対する財産保全の実施に関する解釈

(2000年11月22日最高人民法院審判委員會第1144回會議において可決、2020年12月23日最高人民法院審判委員會第1823回會議において可決した「最高人民法院による『最高人民法院による専利権侵害紛争事件の審理における法律応用の若干問題に関する解釈(二)』などの18件の知的財産権関連司法解釈の改正に関する決定」に基づき修正)

登録商標権に対する財産の保全措置を正しく実施し、重複的な保全措置を避けるために、ここに人民法院が商標権に対して財産の保全を実施することに関する問題について次のとおり解釈を行う。

第一条 人民法院は、民事訴訟法の関連規定に基づき財産の保全措置を講じる際に、登録商標権に対して保全措置を実施する必要がある場合には、国家知識産権局商標局(以下、「商標局」という)に対して、商標局に保全協力を要請する登録商標の名称、登録者、登録証番号、保全期間、及び譲渡の禁止、登録商標の取消し、登録事項の変更、商標権に対する質権設定登記手続などの事項を含む、保全の執行への協力に関する内容を明記した執行協力通知書を出さなければならない。

第二条 商標権に対する一度の保全期間は1年を超えてはならず、商標局が執行協力通知書を受け取った日から計算する。当該商標権に対して引き続き保全措置を講じる必要がある場合、人民法院は、保全期間が満了する前に商標局に対して、改めて執行協力通知書を出し、保全の継続を要請しなければならない。さもなければ、当該商標権に対する財産の保全は自動的に解除されたものとみなす。

第三条 人民法院は、すでに保全が行われた商標権に対して、再度保全を実施してはならない。

出典：国家法律法規データアーカイブス

<https://flk.npc.gov.cn/detail2.html?ZmY4MDgxODE3OTlkZjQwMDAxNzlhZDEzMmI5YzEzYWw%3D>

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などができる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。